

2026年1月23日

「LT会」会報第26-01号(総282号)

上海良图商务咨询有限公司(LTCC)

## 新旧増値税法規規定の主要相違点について

2026年1月1日より、『中華人民共和国増値税法』(以下『増値税法』という)および『増値税法実施条例』が施行されることとなり、税制改革が新たな段階に入ってきました。今回の会報では、新旧法規の主要相違点を以下の通り整理しました。

変更項目	旧規定	新法	主な変化点
法的効力と立法目的	行政法規・規範性文件 (増値税暫定条例、財税【2016】36号文など)	正式な法律『増値税法』及び関連行政法規	<b>法的効力アップ</b> ：行政法規から国家法律へ格上げされ、税制法定主義が確立された。
「課税取引とみなす」項目の減少	適用範囲が広く、保留された3項目(右記①～③)のほか、 <b>無償の役務提供、貨物の移送</b> なども含まれる。	<b>3項目に縮減された。</b> 企業が自社生産/委託加工した貨物を集団福利又は個人消費に用いる場合; ②企業が無償で貨物を譲渡する場合; ③企業/個人が無形資産、不動産又は <b>金融商品(新規追加)</b> を無償で譲渡する場合。	<b>理念の転換</b> ：取引の経済的実質を重視し、無償の役務提供、本支店間の貨物移送などよく見られるケースは、直接的に「販売とみなす」処理を行わなくなった。
「混合販売」についての税務処理	「貨物+労務」の混合販売について、納税者の主要業務に基づき税率が決まる。	「複数の税率が適用される業務」組み合わせの中の <b>単一取引</b> における主要業務の実質的目的に基づき税率が決まる。	<b>基準の再構築</b> ：判断のポイントが「企業の主要事業」から「 <b>単一取引の実質的目的</b> 」へ変更された。
小規模納税者の管理	納税者の年間課税売上高が500万円を超えても、課税対象となる取引が頻繁に発生しない場合、 <b>依然として</b> 小規模納税者として納税することができる。	年間課税売上高が500万円を超えた場合、一般納税者として登録しなければならず、かつ登記後は元に戻せない。	<b>管理の厳格化</b> ：納税者の年間課税売上高が500万円を超えても引き続き小規模納税者として優遇を享受できる自主的選択権が制限された。



変更項目	旧規定	新法	主な変化点
売上高と価格外費用登記	「価格外費用」の概念を明確にし、手数料、違約金、損害賠償金などを具体的に列挙する。	「価格外費用」の記述を削除し、売上高の定義を「課税対象取引に伴い取得した <b>関連対価</b> 」に修正する。	<b>概念の簡素化</b> ：「価格外費用」の記述を削除し、売上高に <b>すべての関連対価が含まれる</b> ことを明確にしたものの、「 <b>関連対価</b> 」の定義と執行基準は今後明確化が必要である。
控除できない仕入税額	①貸付サービスに係る仕入税額は控除できない。 ②飲食サービスに係る仕入税額については言及していない。	①貸付サービスの利息及び関連費用支出に対応する仕入税額は <b>暫定的に控除できない</b> と明確にする。今後、政府関連部門が政策効果を適時に検討・評価することを求める。 ②購入して直接消費に用いる飲食サービスに対応する仕入税額は控除できない。	<b>余地保留</b> ：「暫定的に控除できない」の表現は、将来的な政策調整や増値税控除制度の改善に余地を留保している。「 <b>直接消費に用いる</b> 」の定義と執行基準は、今後明確化が必要である。
仕入税額の繰戻し (長期資産)	①一般課税方式を適用する納税者が、簡易課税方式の課税対象・免税対象の取引を兼業し、控除できない仕入税額を分別できない場合、当期売上高の割合で控除できない仕入税額を計算する。 ②仕入税額を控除した不動産の用途を変更する、または専簡易課税方式の課税対象・免税対象の取引に使用する場合、不動産の残存価値に基づき控除できない仕入税額を計算する。	一般課税方式の課税対象、簡易課税方式の課税対象・免税対象両方に使用される <b>混合用途の長期資産</b> について、 ①原価≤500 万元の単一長期資産は、仕入税額を全額控除可能である。 ②原価 > 500 万元の単一長期資産は、取得時に全額控除した後、混合用途期間において、毎年 5 種類の控除不可項目に対応する仕入税額を計算し、年次で調整する。	<b>規則の詳細化</b> ：処理方式が複雑になり、仕入税額の控除と実際用途との関連をより精緻に対応させることを目指しているものの、企業のコンプライアンス・コストが増える可能性がある。

変更項目	旧規定	新法	主な変化点
輸出税還付 (免除)の 期限後申告	規定なし。	期限内に税還付(免除)の申告を行わなかった輸出業務、又は増値税免除対象の輸出業務については、国内販売とみなして増値税を納付する。	<b>情報の共有化</b> ：税務、税関が業務連携を強化し、国境を越える取引の透明性を向上させる。
簡易課税 方式	徴収税率は2種類(3%と5%)ある。	徴収税率は1種類(3%)になる。	<b>税率の最適化</b> ：従来、5%の簡易課税税率が適用されていた納税者も、3%の税率が適用されるようになる。

今回の新旧法規の切替えは、単なる法律条項の更新にとどまらず、「ルール」の修正から「体系の最適化」へと移行する本質的な変革となっています。お客様企業におかれては、以下の事項に十分ご留意ください。

1. 自主的に業務の見直しと潜在的な影響の評価  
例えば、関連当事者間の無償取引(販売とみなされる)、複数の税率が適用される業務を含むパッケージ販売契約(混合販売)など。
2. 内部管理および資料保管体制の強化  
新しい法律規定の下では、税務当局は形式よりも取引の実質に基づいて判断する傾向が強まり、企業は、業務、契約、財務、および税務処理の一貫性を確保するとともに、取引の商業的実質および価格設定の合理性を証明できる一連の証憑資料を適切に保管する必要がある。
3. 後続の関連政策動向に注視  
簡易課税徴収税率(3%)の適用対象、「直接消費に用いる」ことの定義、長期資産の仕入税額控除に関する具体的な実施方法などの細則については、今後、財政部および国家税務総局による明確化がなされる見込みであり、引き続き最新動向を把握する必要がある。
4. 税務ヘルスチェックの実施  
専門的な税務「健康診断」を実施し、新法律の条項に照らして、自社の税務処理を点検し、ハイリスクな領域について把握・是正することが望ましい。

以上